

令和7年度 地域クラブ活動の中体連主催大会 参加細則について

【秋田県中学校体育連盟】

競技名【 剣道 】

1 県中体連大会参加資格の特例（秋田県中学校体育連盟）

【別紙】秋田県中学校体育連盟「大会参加手続要項」（地域クラブ活動用） 参照

2 全国中学校体育大会に出場するための要件 （日本中体連参加特例細則より）

- 1 地域クラブ活動の参加について以下の細則を設ける。
 - (1) 都道府県中体連に登録し、参加を認められていること。
 - ① 団体戦については、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、又は「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」とする。
 - ② 個人戦については、所属する地域クラブ活動からの参加とする。
 - ③ 参加の許可については、都道府県中体連及び都道府県中体連剣道専門部が確認を行い判断する。
 - (2) 所属する地域クラブ活動に登録する所在地の地区中体連の予選会から参加する。
 - (3) 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。
 - (4) 年度当初に所属中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかを申告する。期間は1年とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。
 - (5) 3年間同一団体から出場することが望ましい。
 - (6) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。（例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域クラブ活動からという参加は認めない。）
 - (7) 地域クラブ活動からの出場は、団体戦については1団体1チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の1団体の出場枠は各大会の規程による。
- 2 その他
 - (1) 上記細則は、令和7年度の規程とし、以降修正を加えることができる。

3 県内で開催される中体連主催大会出場への要件 （県中体連剣道専門部より）

- 1 上記2と同様である。
 - 【チーム編成の原則】
 - ・秋田県の中学生だけのチーム編成とする。
（都道府県をまたいだ参加は認めない。）
 - ・参加区分決定書を提出した選手の移籍を認めない。

上記1～3をすべて満たしている選手（チーム）は、大会への参加を認める。

※東北中学校体育大会は、秋田県で代表となった選手（チーム）はすべて出場可能。

4 確認事項（県中体連剣道専門部より）

< 専門部会について >

- ・ 定例の地区専門部会には、指導者もしくは代理が必ず参加すること。
- ・ 役割がある場合、資料作成などの相応の活動をして参加すること。
- ・ 決定事項に関しては、チーム関係者や保護者等に遺漏なく連絡すること。
- ・ 旅費（交通費）については、所属団体に負担すること。

< 大会運営について >

- ・ 地域クラブ活動等の指導者（代表者）も専門部内の組織に入り、協力して運営に当たること。
- ・ 地域クラブ選手は、生徒役員として協力すること。

< 上位大会について >

- ・ 東北、全国中学校大会への参加は、県総体要項に示す内容に従い、東北中体連、日本中体連の参加規則に則って出場すること。
- ・ 原則として、県大会まではチーム参加もしくは役員参加をすること。

< 専門部主管事業、協力事業等について、その他 >

- ・ 中体連大会と同様の取り扱いとし、協力すること。
- ・ 県専門部、地区専門部からの連絡を遺漏なく確実に理解し、実践すること。
団体の代表者は E メールが受信できる準備を行い、各地区専門委員長に届け出ること
- ・ 大会引率は、団体の事前に登録している指導者とし、指導者のいない保護者のみの引率は認めない。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておく。
- ・ 生徒の個性や能力を伸ばし、人格の形成に寄与できるように活動を計画し、実践すること。
- ・ 場合によっては細則の内容を一部変更することがある。
- ・ この件に関して、電話での問い合わせは一切受け付けない。問合せについては、競技に関することについては県中体連剣道専門部アドレス、それ以外については団体の所在地がある各郡市中体連アドレスにメールすること。
- ・ 問い合わせの際に、所属先・代表名を必ず明記すること。匿名のメールには返信しない。

記載責任者

秋田県中学校体育連盟

剣道専門部委員長

【 縄田屋 晃大 】

nawataya-kouta@edu.city.akita.akita.jp